

北九州市動物の愛護及び管理に関するあり方検討会開催要綱

(目的)

第1条 本市の犬猫致死処分ゼロ社会を継続するにあたり、動物の愛護及び管理に関する施策について、有識者等から広く意見を聴取するため、「北九州市動物の愛護及び管理に関するあり方検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 本市が実施する動物の愛護及び管理に係る施策に関すること
- (2) その他動物の愛護及び管理について必要な事項に関すること

(構成)

第3条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が選任する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 獣医師会
 - (3) 動物愛護関係者
 - (4) 地域住民
 - (5) その他保健福祉局長が適当と認めた者
- 2** 構成員が欠けた場合は、補欠構成員を選任することができる。
- 3** 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は選任の対象外とする。
- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(任期)

第4条 構成員の任期は、就任日より令和4年3月31日までとする。

- 2** 補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長を置く。

- 2** 座長は構成員の互選により定め、副座長は構成員の中から座長が指名する。
- 3** 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 検討会は、必要に応じて、事案に係りのある職員、特定の分野に関する学識経験のある者等の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

(議事録等)

第7条 検討会においては、会議ごとに議事録を作成することとする。

- 2 検討会の議事録は、公開とする。ただし、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条に規定する不開示情報に該当する事項は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討会に関する庶務は、保健福祉局保健衛生部保健衛生課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。